内外新報

従第十一號
至第廿號

時
西垣文庫
文庫 10
7350
2

内外新報

第十一號

定價六分

海軍會社執事

内外新報第十一號

慶應四年閏四月三日

○

一栗橋関所中田ゟ所々ニ而古河の兵固め門中へ取締り
官軍方ニ而固め

一利根川上筋舟場ヶ所に忍の勢固め

一同所川筋三里の間取付候得共栗橋川ヲ取出し切り置
候よし

一栗橋宿ニて狼烟上ケ候ニ付市中のもの逃去り候故
官軍方より申越候由

特 文庫10 7350 2

西垣文庫

一四月十六日小山宿にて戦争有之 官軍石橋宿まで
引退候由
一同十七日小山宿外手控ふにて戦争有之木沢と申
所の辺坊人家やける

○

十九日夜戦後宮の両宿荒井と申宿に徳川の兵隊凡そ
七八百人ほど兵陣せし所へ松本より打戦と申事にて度々有之
なるの先き武徳宿にて松本の兵二百人計出張 松本宿にて上田
の兵二百人ばかりに上田の先にて尾州の人数三百人計又
交戦 徳川の先手山林より打開 二ヶ所共蓮候よし

○四月廿四日宇都宮の末状写
十九日宇都宮大合戦有之市中八分通り焼失
廿日御同所御城脱走方四千人計り城へのり入り日の
丸の旗并に 東照神君の旗数十本おし立て出合戦
に及候は脱走方勝利にて五百人計り壬生へ押合にて集
りしよし
廿一日壬生石橋宿とのあいだ安塚の原と申所にて合
戦有始り
廿二日朝壬生藩城鉄炮玉薬等打捨ておき古河の方へ
引取候よし

廿三日箕宿会議脱走方勝利人数凡参千人有之候或一説
ニ曰これまで居りおもむり不十分を撃ひ破竹のごとくとゆる
よし及び度は

○平尾壱里塚弃札之写

近藤勇

右ハ元来浮浪のものなり　初め在京新撰組之頭を勤
め後江戸ニ住居いたし大久保大和と変名し甲州並
ニ下総の国流山ニおゐて　官軍ニ手向ひいたし或
ハ徳川の内命を受けなどと偽り　不容易企ニ
及び候段上ハ　朝敵下ハ徳川の命を偽りし次
第其罪数ふるにいとまあらず依て死刑ニおこなひ
梟首せしむる者なり

但し首級ハ洗ひいたよふにて京都へさし上せしよし
廿五日昼ごろのことなりと云人の咄しをきゝぬ

○太政官日誌の抄写

紀伊中納言
有馬中務大輔
奥平大膳大夫
小笠原豊千代丸
溝口誠之進

伊達伊豫守

大總督不日ニ　江府入城ニも可相成付てハ関東諸坂
締る奥羽ニ而も追々平定ニ至り候ニ付　指揮可有之候ニ
付ては出發東向被
仰付候事
但し江府へ上達候　大總督ゟ可被出候滞陣中ハ勿
論途中ニ而も熟々嚴肅ニ以致し不容易様ニ先ケ可
心得候事

右一紙

今般追々　御親征　御出輦被在海軍　御覧之上関東
時機ニより出張　鳳輦を東海道ゟ可被為向　思召ニ

候右先般於ニおゐて賊徒　官軍を抗し忠く撃破
ニかまふとハ云も未だ解散致し居候以多し居候ニ付
而相守へ候ニ付萬民艱難辛苦之仰ぎ候　叡思召
候条　大總督指揮之上ハ速ニ忠戦を遂げ早海平定
安堵
宸襟候様　御沙汰候事

三月

○

東京東國満之

右當時東京之人数有別家雖形之通り相調へ満月廿六
日迄ニ可差出候尤も以来諸藩之義ハ其時ニ其遠

て相應候事

三月廿四日　　軍防局

別紙

覚

一　惣人数何百人

　内　何百人　　銃隊

　　　何方出兵

　何百人　　何方警衛

　　残而何百人當時屯集

一　何百人　　役人

一　何百人　　大砲

右屯集之人数書如斯ニ御座候以上

月日　　何誰

○

今般朝敵を除くの外一切大赦被　仰出候ハ是大綱紀ニ
て是皇国ニ亘り候て是迄罪人を殺し是皇恩を免し
がたき者も別段之多分を以是解罪の證書を相分来免許
之不忘て致候ふ　皇國之清為之ゆ者蒙り候ハ感激之不
能ニおよび　邪寃ニ縦令枉死不察之寃ニ相成候者之
内おゐても右之内實ニ忠喬ニ出候も
情状有之者ハ跡式再興之義も被仰候取扱候冤魂を

愚民ハ申ニ不及義又當時存在之者禁錮又ハ流竄以為
し居候ものも有之候ハゝ是又相當之恕を以て寛宥し
指置ニ不及旨　御沙汰ニ候事

三月

内外新報

第十二號

定價八分

○御宸翰寫

朕幼弱を以て猝に大統を紹き爾来何を以て萬國に對立し　列祖に事へ奉らんやと朝夕恐懼に堪ざるなり竊に考るに中葉朝政衰てより武家権を専らにし表は　朝廷を推尊して實は敬して是を遠け億兆の父母として絶て赤子の情を知ること能ざる様計りなし遂に億兆の君たるも唯名のみに成果て其が為に今日　朝廷の尊重は古に倍せし如くて霄壤の如

しかゝる形勢にて何を以て天下に君臨せんや今般
朝廷一新の時に膺り天下の億兆一人も其所を得ざる時ハ皆朕が罪なれハ今日の事朕自ら身骨を労し心志を苦しめ艱難の先に立古 列祖の尽させ給ひし蹤を履み治蹟を勤めてこそ始めて天職を奉して億兆の君たる所に背かざるべし往昔 列祖万機を親らし不臣の者あれハ自ら将として之を征し給ひ
朝廷の政総て簡易にして如此尊重ならざる故君臣相親しミて上下相愛し徳沢天下に洽く 国威海外に輝きしなり然るに近来宇内大に開け各国四方に相

雄飛するの時に当り独我国のミ世界の形勢にうとく旧習を固守し一新の効を計らず朕徒らに九重の中に安居し一日の安きを偸ミ百年の憂を忘るゝときハ遂に各国の凌侮を受け上ハ列聖を辱しめ奉り下ハ億兆を苦しめん事を恐るゝ故に朕こゝに百官諸侯と広く相誓ひ 列祖の御偉業を継述し一身の艱難辛苦を問ハず親ら四方を経営し汝億兆を安撫し遂にハ万里の波濤を開拓し 国威を四方に宣布し天下を富岳の安きに置ん事を欲す汝億兆旧来の陋習に慣れ尊重のミを 朝廷の事となし

神州の危急を知らず朕一たび足を挙れば非常に驚き
種々の疑惑を生じ萬口紛紜として朕が志をなさゞ
らしむる時は是朕をして君たる道を失はしむる
のみならず従て　列祖の天下を失はしむるなり汝
億兆能々朕が志を體認し相率ひて私見を去り公義
を採り朕が業を助て　神州を保全し　列聖の神靈
を慰し奉らしめば生前の幸甚ならむ

右

御宸翰の通廣く天下億兆の蒼生を　思食させ給
ふ深き仁恩の　叡旨に付末々の者に至るまで

敬承し銘々心得違なく國家の為に精々其分を
尽すべき事

三月

總裁
輔弼

誓文

一　廣く會議を興し萬機公論に決すべし
一　上下心を一にして盛に經綸を行ふべし
一　官武一途庶民に至るまで各其志を遂け人心をして倦ざ
らしめん事を要す
一　舊来の陋習を破り天地の公道に基くべし

一智識を世界に求め大に　皇基を振起すへし
我國未曾有の變革を為んとし朕躬を以て衆に先んし天地神明に誓ひ大に斯國是を定め萬民保全の道を立んとす衆亦此　旨趣に基き協心努力せよ

年号月日

御諱

勅意宏遠誠に以て感銘に不堪今日の急務永世の基礎此他に出へからす臣等謹て　叡旨を奉戴し死を誓ひ黽勉従事冀くハ以て　宸襟を安んし奉らん

慶應四年

總裁名印

公卿名印

諸侯名印

戊辰三月

○四月十二日達觸書

竹橋　清水　田安　半藏

右口々田安殿ニて出張り警衛いたし往来ハ通し候事

外櫻田　西丸大手　神田橋

右口々官軍ニて一藩の者人数を差置候尤外櫻田外田橋之義も往来相通し候事

坂下　内櫻田　大手　平川　笑来

馬場先　和田倉　一橋　雉子橋

右口々〆切官軍而已ニ而諸兵の外一統差留候事
但し非文口々之分ハ都而是迄之通候事
○四月十三日清福寺
清水　竹橋　寺發
右三御門ハ清水田安当番形江兵出候若菜ハ昨指内
旗兵其外茶番江御用有之候者の外通行之分ハ不相成
候
但し乗馬乗輿之由不苦候
田安御門之儀今迄の通り御番形并の者の外通行ハ
差留て被相成候

○官軍より市中へ御触書写
今般徳川□□謀叛之罪状明白ニ付　朝廷ニ於ても不
被為止追討候　依出三道之官軍一同御打入ニ相
成右ニ付浮説流言等も有之趣江戸市中之老若大ニ動
揺致し家財等持運ひ或ハ縁家江引籠り候者も有之哉
ニ相聞へ不便之事ニ候然るニ□□恭順の趣上野表
ニおゐて謹慎罷在謝罪之義願之趣も有之候ニ付
大総督より御沙汰を以て御打入之延引相成候事ニ候
既ニ去四日　勅使御入城寛大之思召を以て　御不憲
之ケ條被　仰渡候□□ニ於ても奉謹誦仕日限之通り

実效無之遠近に至以上を延し候處　従此法由可有之
百姓町人共迄擾乱由元来　天子之御民ニ候萬民塗炭
之苦を被為救候　朝廷素より　御趣意ニ付諸藩之
次第ハ相心得平日之通り安堵家業可致候

四月八日

延之官軍ニおゐても厳重ニ法令を為立候へとも下
輩之者共萬一乱妨等之儀有之候ハヽ早速召捕陣所ニ
可訴出候儀ニ上ハ急度不違可有之候事

東山道總督府

参謀

内外新報

第十三號

定價八分

[stamp]

内外新報第十三號

慶應四年閏四月

○野州足利より出立之者日記抜書

一四月十七日足利出立金杉通り途中ニおゐて同藩大塚氏ニ出合候処其の咄しニ昨十六日古河を過ニ浪人屯集いたし居候ニ付官軍へ有之候ニ付

宇都宮　壹根

館林　岩村田

笠間　壬生

右之人数小山宿迄罷出候ニ付砲發ニ相成候右

六家人数ハ敗軍になり候ニ付　官軍御出六家の
残りの人数のこらず探出し大町新田ふくまでく
戦争におよび候へども何分敵も大軍麦だらけの中
にかくれ居鉄炮打におよびまでに岩村田の内藤人数
もラッパの音有之候に付其様人数と心得そばへ寄
候ハ賊徒人ども出見えより鉄炮発し為し候に付去る
あらく逃き候由に候
一同日夕刻宮新宮浜上町通りの長門屋宿屋より戸板
にの世話来り候由のもの七八人を打出かごにのり候共
十人ほど怪我ハ有之候差上人数のよし民家ハ十二三

人こ焼ハ前ときり将来り候と風聞今日の戦争ハ朝
四ツ時より八ツ時迄の事にて
暮六ツ時宮新宮角屋へ参
一十八日宮新宮出立御宮まで参候ところ喜連川藩小
山氏都合之人上下七八人に行合候に付右之もじの折
子取り候不同人を召捕無に遠留し不申あらく通り過
づかしき様引通し候処に付右だらく門不申く拍子
木打候ハへこしもとても通り申あり差候よしよろく
まさく角屋へ引とくへしやに候
一官軍人数を見分人位敵を大軍とだまり申く行くの

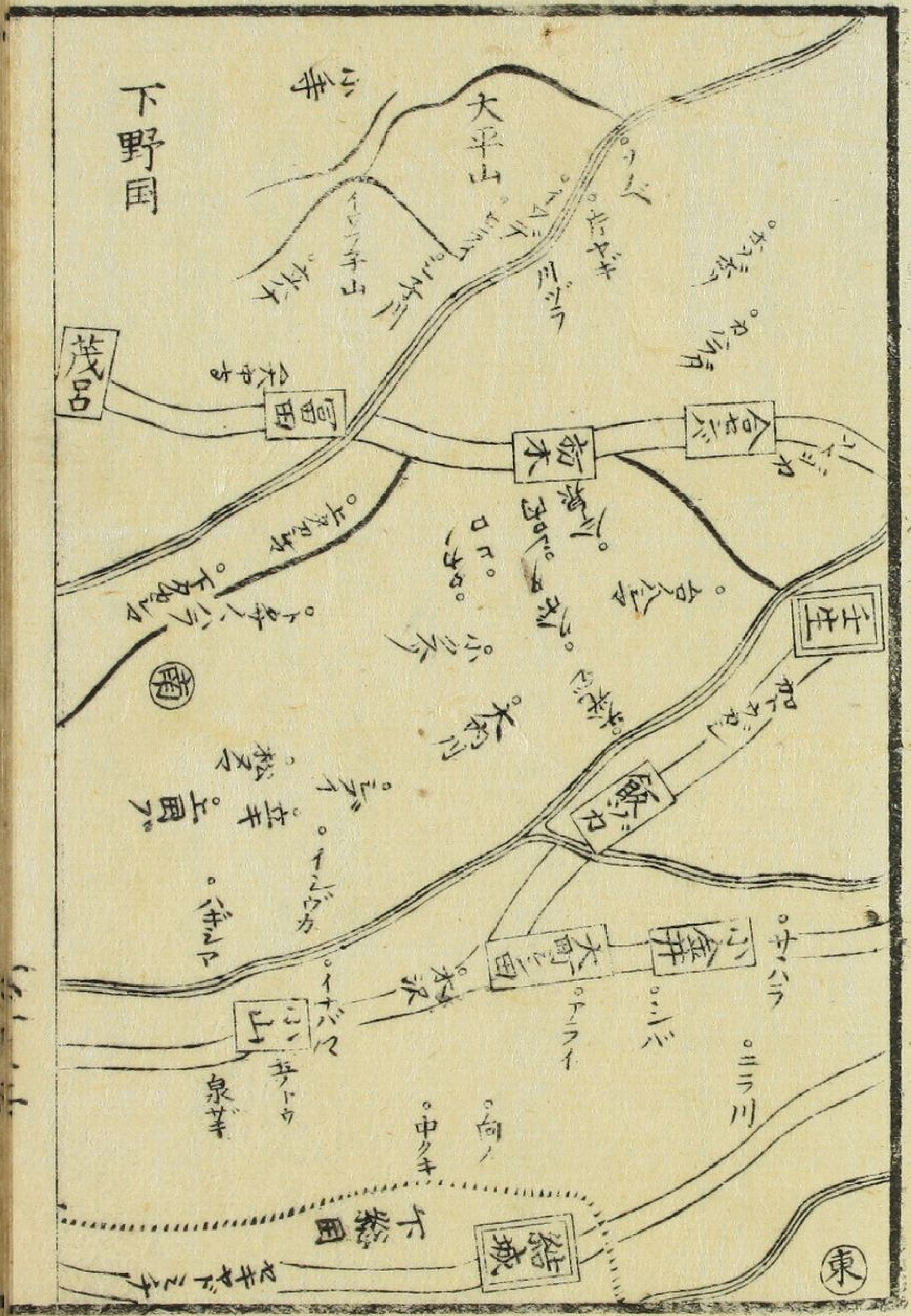

下野国
大平山
茂呂
富田
栃木
壬生
飯塚
小金井
小山
結城
下総国
泉
南
東

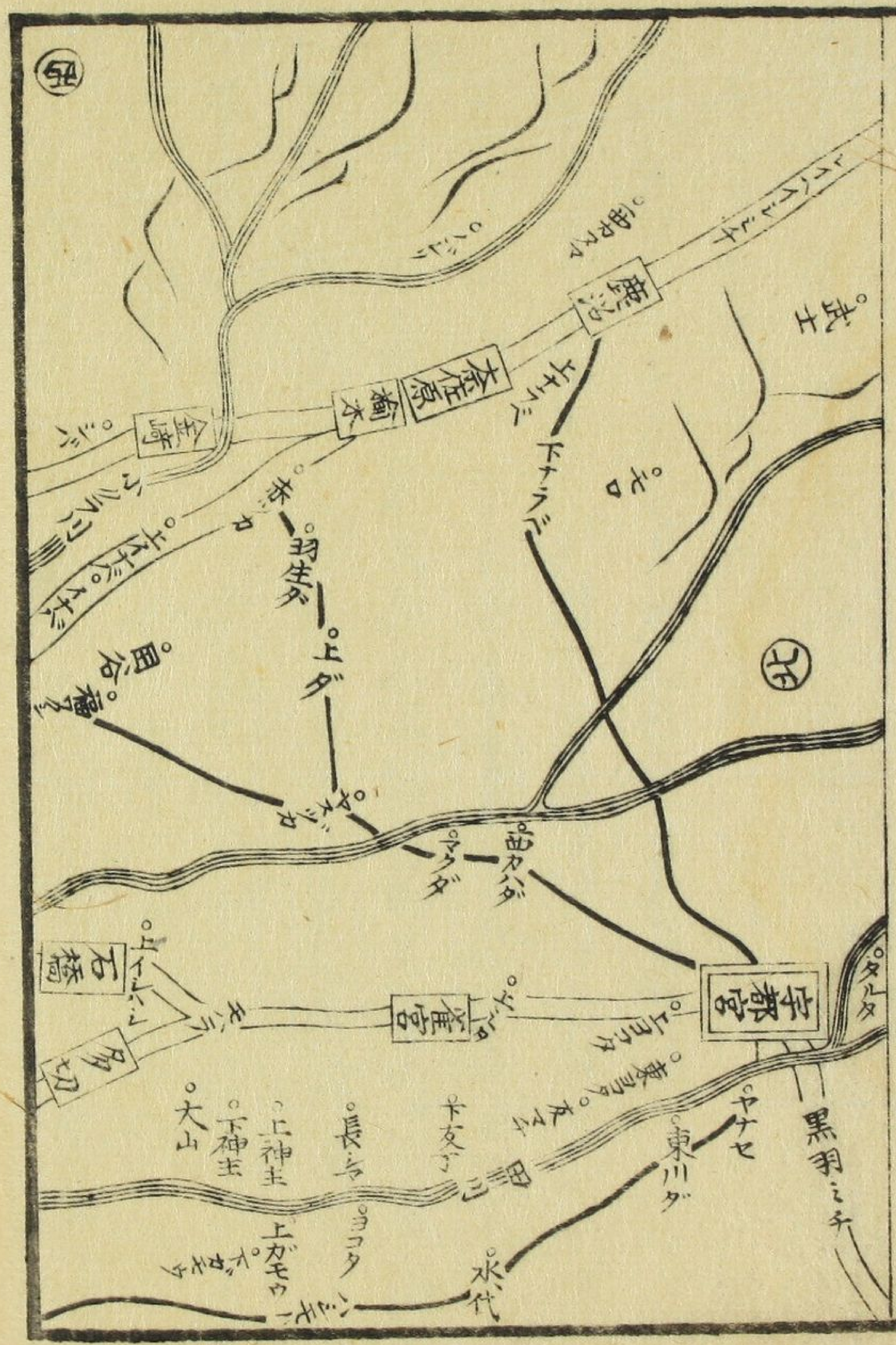

西
鹿沼
奈佐原
金崎
北
石橋
雀宮
宇都宮
多功
黒羽ミチ
東川
大山
上神主
下神主

老とや義勇無ニ角屋なく取りハまた石治人例幣
使を金崎宿へ千五百人ほど引とりハ栃木石川宿よ
り洹を有くよし是のしたがう小山宿までも今ハ少く屯
集て人数多くまたあつ又へやハよし風聞

一 此十七日の戦ひハ大砲十五挺十八日の戦ハ同五挺
に捕しよし

一 佐野須坂堀長門守人数も此十七日太田町なく戦
士の由風聞

一 同日昼八ツ時比往来旅人ハ又付出立いたし表は入

り石橋宿杉並へ五日宿なく取りハへだ此十七日の
合戦ハ十六日の数とハ違ひハ十六日の数を行うく
へつ若乱またはおハ九世万人余も有しハ

一 十九日石橋宿出立小山宿へ参りハところいちゑん
士の軍んの町中なく打合ひハせうきと死人の死骸有
て裏通りまた前なき死骸二十人ほどえ見やハ

一 古河江参りハ官軍方八百人歩兵松戸より清旅宿
まおなハとても此宿もむつかしく野宿へ出りハ小
是張農業渡船場通り出来え所よろく川ぞし小て歩
ハやらく農家江無心致し秋口ハ時も関宿へ私そた

のことは出来ず、きはまた付添の輩は野村にて面会り出門
承るべく候につき本所高橋に着せられし

○御道筋日誌之抄写

御発輦は行在所門より北へ行き橋通り同所町大坂町七丁
右へ門丁西国橋玉水町常安橋通り玉江橋より堂島浜
筋渡辺橋より安治川筋安治川橋通御乗船富島二町目
浜より　御乗船と　陸兵隊の前軍中軍は左の川岸通
軍は右の川岸より隊列を整へ正しく警衛
右に随従御進し以て護衛せり午後一時天保山に
御着船あり○着く同所にて発し古縁き軍艦仏国軍艦天

保山より距離を隔てにして碇泊せり　叡覧ありて後は旗
を振り　着御を合図と見て直ちに海軍総督聖護院宮
同補翼若王子同参謀座田大納言東久世少将肥前藩電
光丸より祝砲を発せ仏国軍艦よりも亦発炮し
皇帝陛下を祝し奉る右れ終電光丸より前後の祝砲を
発し諸艦を誘導し兵庫の方に向て航せること二十分
時ほどにして摂州兵庫港に碇泊を八ッ時過　御参
船後諸艦御行列初のごとし七ッ時　着御なる○此
日供奉し諸役の従者は侍二人に又二人下部を一人あり
各船中は従僕を一人あり残り従は陸行　御行列の後なり

従へり○前中後の兵隊人数ハ中隊以上百人小隊ハ一
小隊あり○清羽判を許さんとて市中を生の庶民集
まる事を禁し

内外新報

十四號

[illegible]八[illegible]

○

寒暖計の度(めもり)ハ三種あり「セルシウス」「レアウミュール」「ハーレンヘイト」と云日用ニハ多く「ハーレンヘイト」を用ひ機械学家ニてハ多く「セルシウス」を用ゆ「セルシウス」ハ氷点を零度とし沸湯を百度とし「レアミュール」ハ氷点を零度とし沸湯を八十度とし「ハーレンヘイト」ハ氷点を三十二度とし沸湯を二百十二度とす故ニ「セ」氏の六十五度ハ「レ」氏の五十二度「ハ」氏の百四十九度なり

「セ」氏の度を「レ」氏の度ニ直すニハ「セ」氏の度ニ四をかけ五

ゆく割算し○「セ」氏の度を「ハ」氏の度になるにハ「セ」氏の度
に九をかけ五にて割り三十二を加ふべし○「ハ」氏の度を「セ」氏の度
になるにハ三十二を引き去り五をかけ九にて割べし○「ハ」氏の
度を「レ」氏の度になるにハ三十二を引き去り四をかけ九にて割
算すト○「レ」氏の度を「セ」氏の度になるにハ五をかけ四にて割算
し○「レ」氏の度を「ハ」氏の度になるにハ九をかけ四にて割り三十二を加
ふ算し○たとへハ「セ」氏の二十五度に四をかけ百になるを五にて割是ハ廿度
とある是「レ」氏の度なり○廿五度に九をかけ二百廿五を五にて割り四十五に三
十二を加ふ是ハ七十七度とある是「ハ」氏の度なり○「ハ」氏の七十七度
より三十二度を引き四十五に五をかけ二百廿五を九にて割り廿五度とある

るとき「レ」氏の度なりその餘ハ推して知るべし

○太政官日誌之抄

一
此度[redacted]王政復古
神武創業ノ始ニ被為基諸事御一新祭政一致ノ御
制度ニ御回復被遊候ニ付テハ先ヅ第一神祇官御再
興御造立ノ上追々諸祭奠モ可被為興儀ニ付
此度其旨五畿七道諸國ニ布告シ往古ニ立歸リ諸家執
奏以下之儀ハ被止總テ天下之諸神社神主禰宜祝神
部ニ至迄向後右神祇官附屬ニ被仰渡候間官位ヲ
始メ諸事萬端同官ヘ願立候様可相心得候事

事

但し退キ候往来坂関等ニ而差支之義も可レ致ニ候
出候得ども差し向き急務之義有之候ものハ可レ相
出候事

一酒井雅楽頭江出ニ入京官位候事

一御状三月朔日未刻大坂表江　御機嫌伺兼御為奉
候処中来候義く御布告し通り可申伺ニ　天機候得ども
も候まゞ　天機伺不レ相済者ハ来ル廿七日　禁中
候様下ケ上　大宮御所江も同断　御機嫌伺可ニ申
上候事

但し其関之面々ハ為ニ在代官所をくらく日々可レ申
伺ニ　天機候事

三月

○粟津宿よりの来状

四月廿二日二本松領の者共二百八十箇江戸より船積
次く相模川もじ遠州古河宿まで下し夫より陸路次く
関元へ引取可申よし然く日光道中栗橋宿川舟ニ而乗組
候処しい不以つきの兵ふや二本を見付との引二人を
切捨其外引渡其余銘々奥州を引返し宿舎ニ相成候由
ま所存く

〇関宿城下より来状

四月十五日浪人凡そ千人計りにて当詰を通り堺丁
にて泊り其外ニも岩井町通りにも千人ばかり通り候ニ付
翌十六日其所より御城御大竹井原と申所ニて戦争
ありしびに間々田嶽原ニて戦争有之候處ニて砲声お
びたゞしく相きこへ驚入候へ共に候處候
十九日官軍方操出し江戸町慈丁にて泊り暁七ツ時頃に
出立宿井丁にて戦争有之候然ル官軍ニ而仕勝利浪士
方八十人余討死と申事ニ候處候去りながら風説
にて候得ハおそらく不申候得ども御座候留守ニ而

勿論町方ニも荷物ハ付候大騒動ニ御座候
一十九日廿日江戸宿中婦人子供の立退く事ニ相成り
町方ニてハ人足おびたゞしく差出し堺丁御立もお
侍と同宿役人も出張以為し江戸町慈町名主役人も
も御退去市中商売お休ミ家々も戸を締め荷物
ハ大家ニても町人ハ惣建具等穴へ埋め立退中ニ人足
係るに付ハに付荷物片付方ニ手伝の者一向無之
候ニ雑説仕候

〇

或る官軍の士中仙道大宮宿より古河宿の村々下坪（シモオシナ）の

何方にやかゝる色失ひけしを以多く然りとてがやし
ま主人を初め往くまれあしあそめまゝども関入ぬ
ざよつく旅亭の側に住居せし青山野州の浪人ま
く出係の指南以為し居候上山素山と申ものをたの
み従えとや入ましまゆうくま少係つ右宮其夜救き
第をとりて
そゝろ青みてもかりし人まきゝらせざれかゝくりの関の
山おとゝおき

○京都江編出之写

禁裏御用かゝりハ　禁裏御料まくれ　禁裏御門あど

と令旁傍示杭標札等ま出志るし候儀ハ有之ゝ当て
とれ候處誠之又更に付以来急度相ゆゝくめ　御
料とのゝ書志るし候ゆう敷　但出候事
但し標札ハ姓名相記しまくハ官名役名ホ志るし
候儀不苦候事
一提灯まくハ陶器并ニ黄紬等ま菊の御紋を畫ぶき候
多乎ハかゝく儀まい以来存く難御紋を取ま付候こと
焼發ニ為二禁止一候上　但出候事
但し御用ま付見まぐ敷　免候乎ハ一点伺出て可申
事

右之通被仰出候條末々まで洩さざる樣可申達
候事
三月

内外新報

第十五號

定價八分

○某官人建白書

小臣ここを海外の一紙已に聞く近日魯西亜(ロシヤ)府としてそ
同盟諸國に報告ありとその大綱なるに云く東洋日本の
定約は徳川氏幕府たりしと允諾ひしところ今日に至
りては政權　朝廷に納せりといへども吾國の大律令
議の一定なりしときたらば一二の假作倉卒に出る者
れあるも以て疑ひ惑しその定約を寛同しも情實を定し
てこれを討すべきは付し助くべきを助くる者大國小國を

保護して其国の生民塗炭を救ふ各国定約の大信公義を
主る所あり同志同約の諸国ハともに軍艦をとりのへ
東洋にむかつて其是非を問はんとし其実否に至てハ
未だ如何を知らずといへども不当其争の発するや必
きりなより東洋の諸国西洋各国に蹂躙(ふミにじ)され内附する
ものゝ跡ことして皆内属其部内の小邦に相含され
終に其国家を失ふを察すれバ私を遠くして其極其国を
破るに忍ざるあり今や英吉利ハ兵庫に在り仏郎西米
利堅ハ横浜に居り英の下風を好まず嘗国ハ之の二国
の下に付んや大信を以て我 皇国を内附せんと

其職に其志之の行る所なく其残害を以て報るがごとし其
如かるを思ハ其佞他然として其使其服国を国守せんとも
るハ是を其任とせんや是勤 王と云実京行其に在
る我百藩にして公義定り如此ある然て之を報酬とい
はんや亦度支形の殺遠からじ 朝廷を辱汗し 皇国
を内破する其の責何人にあるや咄んや今日百年を害すれ
しく小臣其詳弁を問はんとす希くハ私意を去り公平
正当をもつて小臣が疑惑を解んことを伏願懇言

○奥羽列藩よりの来状

一 仙台候以下人数凡そ五千弐百人四月十七日迄ニ福島

江操出に相成ハ　御仗ハ一昨日ゟ内淸城内に
運送して迚に法度ハ仙臺一萬余の人数ハ白川口まで
出張に相成やハ未だ戦争ハ無きよし

○

中外新聞第十六号に髪切生の怪談をのせたり此月
廿日夜小川町歩兵屯所にて一人夜半の比寝所より
起きて厠に往きしに忘悪ある者突然と来り頻に
突当ると覚えしより再び刀を提げて跡出しにその
まゝ卒倒して人々をよびしに人々集り介抱せしかど
既に正体に成たりきゝけるに髻はおちて二三間も離
れたる所にありしとてこれハ狸の祟りなりといふ
人ありて屯中に稲荷の社ありて年久しく一つの狸住
めり兵士等合力して社に供へ物をなせしに此半時斗り
前に紛失せりと云ふるに此人かゝる事ともあらず
ての御戦にも石をひろひて社に抛付しによ
く格子の内に入りしかば候事二三度抛込その
まゝに留りしが其夜髻を切られたり候稲荷の
社に狐の住ましてて狸の住しハ一奇事と云ふべし

○

同四月二日午後零時十五分に小川町の加くに当り

て砲発きこゆ横浜にて外国船祝砲をうつると思
ひて袖時儀(トケイ)をみるに砲発の間なるあひハ三秒なるを
十五秒なるあひハ一秒又ハ三十秒間にして時間そろ
はずその音も空砲(カラヅ)とハちがひてたとへバ動きなり
翌三日の夜十時ごろに本所のかたに火の光り見ゆ
夜半までに滅(きへ)ずして五日の夜もまた同しかるに火の
光りを見る行徳市川、八幡、船橋の辺にて戦争ありし由
あとにてきこえども未だ其確報を得ざるがゆゑに其詳
なることハ後の記に

○

野州宇都宮ハ伊能勘ケ由の測量によれバ日本京師
の東経四度十一分二秒北緯三十六度三十三分三十
秒にあたりまた江戸の城より方位ハ子の六度十
一分距離ハ直径二十四里二十九丁余にある道路の
屈曲なるを以て旅行の里数ハ二十六里十九丁あり
といふ

○

一 同四月三日八幡市川の辺にて戦争ありて行徳中山
に陣どり 官軍がた薩摩備前有馬大村藩備大兵
阿州藩勢の凡人数市川よりくり出しに相成り

右信徒中山の上より發砲いたし候ゆへ余儀なく砲
撃およびたゞしく出張へ押寄　官軍は人数百人余
の蒸気二艘にてのり出し堀井猪之助遠まきにこぶ仕
候ところ右船とも数かくまでしものに候得ども
なく多中に砲こゝ候よしなく夜ごとなく川岸より暁
迄かくに候や一夜ごとに發砲いたし候由けしてなく是
まで砲撃れまさる人中候　官軍がた怪我人は多分と
中々にも候

一細川侯は人数市川の手おくれ加勢として参り候
ところ翌四日巳の刻ごろ江川とのにおゐて中候迄

右は修業人に候某志士れなり中さし一言接脱走之方
戦争の場所は川上より川生に地雷いたし候や右部
まやさんば修徳より紅楼辺は大半焼失のよし
右は某所の藩翌四日に大に遠まで残り候ものの
修行のよし

○四月十五日出上海よりの来状

一支那(カラ)より英蔵国を通り女市ヶ嵐番山を乞ひ「ドルコ」と
普魯亜の国王を遍く

一暹羅国は法朗西の為に之を遅くとられ

一支那国内当時平穏なして欧羅巴諸国と条約を改定

し貿易さかんに始まれり

一天津より韃靼蒙古の地方に鉄道を作り火輪車を以て我清國の物産を運輸せんとす

一支那皇政ことごとく西洋各國の法を学び英吉利の大学師韋先生をまねく太子太保となし又國政を總べさせ總軍務に至るまでことごとく洋法を用ゆといふ

内外新報

第十六號

○同四月二日出板タイムス新聞の抄譯

北方の諸國は悉く新政府に對し發亂起りし趣の書状を諸國の者より江戸に送り即ち左に記せる大名及び旗本は會津侯を援け　帝に向て戰ん爲に會津侯と連合せし由その大名および旗本は即ち土井大炊頭同大隅守父子及び丹羽長門守津輕越中守南部美濃守佐竹右京大夫仙臺陸奥守同若狭守相馬大膳亮中山備中守松平□□□上杉彈正大弼酒井左衛門尉本

多□□□□を始めとし人ども小國筋の大小名にてある
く會津作より参せし夜兵を合せて夥しく有し右小軍の人
數退て増加し二十二萬余の人に満しといふ右の軍
勢江戸より凡そ二十里ほど隔たる一番の人數を配
りし要害の地に陣を居るよし
本丈小ゑの者より比しといふ書状は奧羽之春生
原村の商人の手にある横濱を乗る途中の横根に
死したる跡より本丈れ平某作は長さまち松平僕成
も多は本荘の兆段ち宮内が補その役くるよう
なるく荒涎無數にして大に人を惑はせるに至る今

更妄を揭發して以て荒に布告せ
其五月八九日頃即ち我四月十六七日薩摩太佐戸田
彦根即ち井伊掃部頭作等之熱人數凡そ八百人小軍
の伏勢に遇ありて小軍は若く南軍の名をじを計り知
見しも人麦畠の方に凡そ五百人ほど埋伏し南軍
の経よき所まで来るを待受て一度に起りて發砲せ
り南方勢八百人之内免逃去る者わづかに三十二人
ありとぞ右は江戸より小く方によりて下総筑波山
のふもとに一ヶ村の近邊に於ても起りしよしなり
是によりて南方の勢は各本國より多勢の援兵を得る

にようや小国勢の江戸を恢復せんことハ覚束なしと
ぞ我記者かつて討論せしごとく此戦争の終りハ為
分倉漢叙光□□　朝廷におゐて一の議事官に命ぜ
らるゝなるべし

○

福沢諭吉芝新銭座に塾を立て慶應義塾と号す同四
月三日工銭を出して始しめて塾を開く今此塾記をは
入塾する故こゝに載せて塾則と其学とに及べるなれ
他日手に入るときみるべし

慶應義塾記

今爰に会社を立て義塾を創め同志諸士と共に講究切
磋し以て洋学に従事するや事ハ私にあらず広くこ
れを世に公にし士民を問ず苟も志あるものをして
来学せしめんと欲するなり抑も洋学の由て興りし其
始を尋るに昔享保の頃長崎の訳官某等和蘭通志の徒
と計りて彼国の書を讀み習んことを請ひしに遂に允可
を賜りぬ即ち我邦の横文字を讀み習るの始めなり其
後宝暦明和の頃青木昆陽命を奉して其業を首唱し又
前野蘭化桂川甫周杉田鷧齋等起り専ら精しく以て和蘭
の業に志し相共に切磋し著述する所ありと雖も洋学業

昧の世なりしが書籍乏しくしつゝこれを学ぶに所友なき
しが遠く長崎の訳官に就て其疑しきを叩き偶々和
蘭人に逢ひて其実を質せり蓋此人々熟達せし英邁卓絶の
士なりしが只管自我邦古の業にのみ心を委ね日夜孜孜
し寝食をも忘るゝに至れり或は備ふ蕃作翁長崎に往き
て和蘭語七百余言を学び江戸に帰りて是に由て古人力を
用ゐるの切なると其学の難きとを察すべし其後大槻
玄沢宇田川槐園等継起し降て天保弘化の際に至り宇
田川榛斎父子坪井信道箕作阮甫杉田成卿兄弟及緒方
洪庵等接踵輩出せり是際や漢土洋文の法漸く開けて諸

家翻訳の書陸続世に出ると雖も概ね和蘭醫籍に止まり
て傍ら其究理天文地理化学等の数科に及ぶのみ故に
當時此学を唱して蘭学と云ひ又蓋此時と雖も通商の
國は和蘭一邦に限りて来舶するや偏隅の一長崎の
みなりしかるを書籍の乏しきに論なく総て修学の為に甚だ
便ならざりしは素より隔靴の感を免れざるに嘉永の末
亜墨理加人我に渡来し始めて和親貿易の盟約を結び又
其好を英佛魯普等に通せしより我邦の形勢遂に一変
し世の士君子皆彼國の事情に通ずるの要務たるを知
り因て百般の学術一時に輿りて各其学を首唱し生徒を

教育し此に至て始て洋学の名称起り其實文学の一大進歩なしたりや顧ふに一事一運の将に開らんとするや進むに必ず漸を以てす譬へバ於楼閣に上るに階級によるが如し乃ち天保弘化の間蘭学の好むものありしは宝暦明和の該哲これが階をなし方今洋学の盛んなるは吾国の通好に因ると雖も実に天保弘化の諸士之が次階を成せり然らバ則ち吾輩今日の盛隆に遇ふも古人の賜に非ざる事を知んや於洋学の以て洋学たる所や天然に胚胎し物理を講究し人為を制御し身世を営求するの業にして其実要安佃大備具せざるハなく人をし

て学ばざる可らざるの要務なれバ之を天下の学と謂てすなからんか吾輩此学に従事するや夜に継なりといへども僅かに一隅を窺ふのミにして百科浩瀚なるを望洋の嘆を免れず実に一大事業と称すべし然れども難きを見てなさざるは丈夫の志にあらざるを知て其きざるは報国の義なきに似たり蓋し此学を世に擴めんには学校の規律を設けこれが生徒を教導するを先務とせり仍て吾輩の士相共に謀り私らに彼の共立学校の制に倣ひ一小區の学舎を設けこれを創立の年号に取て假りに慶應義塾と名く今茲四月某日土木の功を竣

め新たに会の規律勧戒を立て之を載く凡そ吾党の士千里
笈を擔ふて此に集り力を育し智を養ひ進退必ず禮を
守り交際必ず誼を重じ以て独り世に潔きものならんや
亦国家の為に小補なからんや因て又後来此舉に倣ひ
益々此徳様を大にし益々会社を盛んにし以て後来の
吾曹を視る事猶吾曹の先哲を慕ふがごとくならんことを得ば豈
亦一大快事ならずや嗚呼吾党の士協同勉励して之を切
に奏せよ

慶應四年戊辰四月

慶應義塾會社

○巳月廿八日徳川家江御達書写

徳川□□隠ニ悔悟恭順謹慎之実効相立候ニ付
□□
□□之所分且家名之儀ハ下ニ於テ付相續人あらしハ秩禄
高之儀衆論を挑至　御裁決被為在候　思食ニて織
事有之候ハヾ明後廿七日まで々存見込ミ封書ニ致し
差出をもつく大政官江可差出候　総裁ハ事

○同巳月十巳日伊達高大小名同付江相渡し

書付の写

別紙之書付鎮撫総督府より候　総督以来之趣意相
く相心得候まつく徳讃可差出候まつや論し候様

ゟ被申渡候
右之通田安中納言殿より被相渡候間向ニ而も承渡ざる
様ゟ被相達候

閏四月

○

朝廷寛典之御沙汰をもつて徳川家名被立下候得共上下
一同謹慎可致之旨先達而被為仰出候処心得違之
後猶脱走之者も有之近日所々屯集暴儀相立候段全
く徳川家名ニ付顧念相抱き候より右之不業ニも至り
候哉ニ相聞へ候而は主人□□恭順一途之素意ニも
相戻り自然結局之御不首尾も猶延候ニ相成り上下一同
安堵之場ニ至り兼可申候間向後猶以厚く恭順心得違
ひ無之様末々まて篤と申諭之上謹慎之実行相顕候
之上ハ家名之儀者相続知行高等迄も御寛裁之程可有
無之間聊疑念を抱かす名簡恭順可罷在候様　大總督
宮御沙汰之事

東海道鎮撫
総督　印

閏四月

○

伊豆「ミコモト」邊ニおゐて去月戦争有之候方の艦と

も志きされど一艘ハ亜船フレカツト二艘ハ西洋形日本
船なるよしされど勝敗ハ確かならざれども下田
町に碇泊来りしと云ふ

内外新報

第十七號

定價八分

海軍會社執事

内外新報第十七號

慶應四年閏四月二十日

○同巳月二日出板「タイムス」新聞抄訳

横濱滞泊の商船

英吉利船九艘

亜墨利加船五艘

同國飛脚船壱艘　船名クレートリパブリック

普魯士船壱艘

荷蘭船二艘

英國飛脚船壱艘　船名ゲンジス

同港滞泊之軍艦

英國軍艦（イギリス）　三艘

一プヲルム　大砲三門　弐百三十六頓　六十馬力　船形ゴンボート

一プチップ　大砲三門　同断　同断　同断

一ラッツラル　大砲十七門　九百五十頓　三百三馬力　船形コルフェット

仏國軍艦（フランス）　二艘

一ヴェノス　大砲廿二門　三千頓　五百馬力　船形コルフェット

一ゴイラン　大砲四門　五百頓　二百馬力　船形同断

亜國軍艦（アメリカ）　三艘

一モノカシー　大砲十門　千百十九頓　五百馬力　船形ゴーボート

一ストーンヲール　大砲二門　千四百頓　船形スチームラム

一イロコア　千百十九頓　百五十馬力　船形コルフェット

蘭國軍艦（オランダ）　一艘

一キユラッコ　二千四百頓　船形コルフェット

○同四月三日出本行渡よりの来状

し打続き合戦体なく今日も不止戦ひの最中ニ付
未ダ決定の勝敗もわからず当村ハ戦場の最中ニ
ていまだ兵火ニハかゝり不申候へども此上如何ニ
成候ハ難計一同為おと踏むん躊ニ存候

○同所最寄風聞書写

二日昼八ツ時頃松戸江着く　官軍尾山勢凡廿人程
暁七ツ時頃八幡町并平田村江探出し脱走方市川
新田腹切跡義と申所より小銃打かけ　官軍市川と
らくり新宿江引上ケ候処中市川当所迄ニ而官軍多く
大砲脱走勢船ニ而小銃とりつく打合ニ相成り船橋

一昨二日明方　官軍方八幡町ニ而も又脱走方中山
村法花經寺より打出し引つゞき市川村迄ニ而戦争
ニ相成り同村兵火ニ而残らず焼失為同村よりも去
同時の基を引続グ若菅野辺ニ而戦争有之　官軍の
人数退キ而探出し而も当村よりも而通り田尻村江
ハ阿部人数陣どり脱走方船橋之中途ニ出張原木村
二俣村海神村等ニて見まで戦争相始り候不識ニ
官軍方岡田藩壹の人数と申ニ而海面より船を廻し
船橋宿浦江着キ同所より大砲打かけ昨日より昨絶
夜の戦ニ同宿より八幡町迄有のこらず焼失ハ場

の方にて去所黒田村と戦争
一脱走方ハ船橋より二ヶ村先なる大久保村へ人数引
上ルよし
一同日夕七ツ時頃夜貴野市川を渡り大砲二門人数凡
そ二百人程にて八幡町に探出し市川新田通り
一同所ならびに佐倉人数二百人許松戸宿に一泊翌
曉七ツ時頃根ヶ谷宿へ出張し下夏目村より脱走方
曉七ツ半時頃探出し表流沢と申所にて戦争相始り
怪我人等有之候へども勝敗の義ハいまだわ
からず不申

一同日夕七ツ時頃松戸金町関所へ繰込人数相固め
一同日渡し船止る翌日船通りまれなる
　○同四月六日出板「タイムス新聞の訳
江戸より北の方にあたりて去る日曜日即ち我邦同月
三日戦争ありし戦の起りし地ハ江戸より四里の内
なりと云ふ
いまだ此戦争の委細ハわからずしかし今にも報告
あらんとおもへる○去る日曜日の朝江戸および近
辺にて数ヶ所の出火あり当地よりも其火よく見えた
り

○或人の話しに英人「ハルトリ」ハ当時大坂へおもむき江戸堀二丁目南へ入かハや町なる医師西田氏の許に同居し医を以て業としかくて舶来の品をあきなふなる時「ゴム」の筒を多く仕入置しに一種の気を罩(コ)めこれに栓(セン)をさしきゞ糸を結びこれを空中に騰(ア)げ糸の末を手に持ち繋ぎの所々を掛けるに観る者群をなし金を出してこれを買たんと望む者多し故に大に利を得たりと亦善く人気を攬(ト)るに妙を得たり和蘭にも亦よく通ず近隣の小児等に集まりて「ハルサンハルサン」と心易げに来りよぶを繁勢のおりもよく見に善ふとぞ実に一畸人といふべし

○数ふる年前にし待ど世も静かならざるは時代を朝夕なげかれけりとよめる

かゝるそあびきもゆらぐ枝なして風ならうごかぬ青柳の陰

○巳月晦日出尾州宮宿よりの来状六七日出と以て木曽福島よりの早打しきりに来りはよし

脱走方の兵なく凡そ六百人ほど越後路へおし来り

定價八分

内外新報

第十八號

海軍會社執事

日〻人数おまし越後勢と戦争ありし丈より信州飯山城主本多相勢作人数と戦争に及び飯山須坂両城とも焼とり同國松本勢ニまゞ先手押来りし処由もや尾州は勢ニ向ひしかども難計既に今日大は当領已外二萬三萬にまゞは探出し信州は勢ニは国中は是向に相成申し

○弥生の比世の中いとさわがしかりければ
此裏へはまるの猿丸山をおもひきくかひもあらぬぞ
なびしき　　よき人あらば

内外新報第十八號　　慶應四年閏四月二十二日

○閏四月二日出京都よりの來状

野州戰爭一條ニ付諸藩之人數御操出し大坂表より蒸氣船ニ而御出帆定之諸地江御着と存候る而尾州大納言様四月廿七日中仙道守山宿江泊り廿八日大津廿九日京都江御着之趣諸説之處廿四日當山宿江發向之途中より俄ニ御引返しニ相成候由其次第ハ信州松本藩城代むつかしき程不服之趣諸藩江押出し候趣木曾路より不打を以名古屋表江御

注進候ゆゑ京地においてより御諸侯御人数明三日上ミ
趣く依て御引揚の御為めとて中々大坂表へ御為居り兵千代
樹の義は御暇ありて退て御領国へ赴き候又々御横
須賀吉田見附尾張三河遠江美濃の御大名方趣く依
御暇返し御領国とて中々あまく京坂ともこととの外騒ケ
敷事に候得共

○横浜新聞より抄出

横浜病院

但し洋病病院及び疱瘡病院とも又此節出来せ
し事を披露せ

右病院におゐて病者壱人に付一日の入費左のごとし

第一等　四ドルラル

第二等　三ドルラル

第三等　壱ドルラル半

日本人支那人「マレース」人　壱ドルラル

右病院へ入らんと思ふ者は病院掛り「ダフリ ヨ、エイチ、スミス」及び「ピケット」右両人之内に談判いたし遂ぐ
怪我人等有之「スツレッチャル」入用之時は差出し申す
是は帆木杯にて製したる物にて両側に棒有り此
棒を両人にて担ひ内へ病人を載せ恰も駕籠の

ごとき之奥あり
金銀并ニ品々名表書籍并菜種等の施物を病院の掛
りへ受納可致事
横浜ニ於て千八百六十八年
第四月七日
エゼーヲ井ルキン

○大坂表よりの風聞書

一薩長両藩之粉軍艦ニて大坂出帆北國江巳り佐渡江
押寄せ夫より越後新潟ニ而兵を向ケ根家之人数凡そ
千四五百人との事

一同四月朔日来幸於る鉄砲（カケミヅ）ニ而各国の使節
天機伺として罷出候ニ付須戴相済候よし

○御在所日誌抜写

四月三日城内ニ於て各藩之兵隊 叡覧被為 在 捉右
於後五日卯之刻 御発輦諸陣 天覧の為め城内江
右く左之通り 御出さ又たり
御幸被為在 在外旨前 御出ニ付事
御道筋の儀ハ表御門より安土町通り堺筋右へ本町
通り谷町まで右筋左へ大手筋より 御入城之事
但し雨天の節ハ御順延の事

四月

同五日雨天ニ付　行幸御順延の旨被仰出たり

同六日節の刻過　御発輦被為在　左右警衛之兵隊を率ひ

御所御所より東北且早田より城中二の廓(クルワ)に於ひ屯

集せし處之引城中に於て操練　天覧所へ　着御被為在

左右両兵隊ニ第一兵隊薩州長州越前の人数隊列をとゝのひ合

ニ随ひ縦の操練場ニ進ミ運動発砲をなし終て退ぞく

次ニ第二隊長州の人数次ニ第三兵隊細川松沢北條の

人数何れも皆順序をもつて操練場へ代(カハ)るへく是進ミ運

動発砲をなし右操練終て各藩兵隊へ酒肴を賜ふ　御

所清之此方右之通り

今日調練右儀ニ付　恩召御酒肴を下し賜外事

右総陣　叡覧悉く相済し後　御出行ニて天守臺前

御巡覧被為　在吏方御馬見所ニ　御儀ニ乗馬

天覧可被為　在右被　仰出有り此ニ於て公卿諸侯各

馬を御馬場に引よせ乗馬を始めたりしに大ニ　叡感

ニ叶ひせられ一同行あり此後馬を駆(カケ)逐(オ)ひ見せよとの　綸言

おほせられし頻(シキリ)ニ馬を逐ひあとしく　天覧ニ供し其後

星未の刻城内　御発輦御機合よく　還幸被為在外

○

同月八日午ノ半刻仏蘭西国「コルヘットチプレキス」船名の
指揮官「カヒテーンデフリケイト」第二船将「ヘルガスチユベ
チトワールス」人名英吉利使節館がゝり「エ、ビミットホル
ト」引連参所に参　上を補弼中山卿御対面ありて外国事
務局判事誘引て盞し還月　皇帝陛下御機嫌よく
御慰筆の御歓びをやと申上奉るありて未の刻退出せり
　　○
同十一日巳ノ刻東京城を掛下に　行幸在らせ為ゝる」　主議定
参与ゝ面ゝ　御対面ありて丈より從ゑの演武場へ　臨御
在らせ」　主に學くて　玉簾の中より御覧兵の演武を

天覧在らせ為ゝ　於相州を　入御後ゝ読書儀義の事を在
御出」　御座ノ間に在らせ」　召出」親しく　天顔に咫尺し皆
り講義を始む　松浦肥前守大学之三綱領を講し田中国
之輔　孫子の謀攻篇　新田三郎三略之上略を講しありて引
の如く文武の道を偏廃なく至ゝ盛に興させ玉ふべき
思食の程誠に有難きことならずや　申ゝ刻に至り
御機嫌よく　御還幸　在らせらる
　　○同日在　御出の留
来る十四日卯の半刻揃ひにて元陸軍下に於て法式之
御伝兵調練在らせ」　御付」惣裁并に軍防局見分の為め了

内外新報

第十九號

定價八分

海軍會社執事

紐育出版　[illegible]

四月十一日

○

同十四日朝の未刻より吾黨の兵隊元陸軍所近邊に屯集せり時刻の指揮に随ひ第一兵隊操練所に進み調練を始め早くも所に至る次ぐ第二兵隊代り進みて調練を為し第三より第七隊に至るまで之に準じ午の未刻ことごとく終りて退散せり

内外新報第十九號　慶應四年閏四月二十三日

○甲府よりの風聞書

一甲府御城代水野出羽守人数ニ小隊并歩兵弐百人余ニて追手御役宅へ陣取

一掛川勢百五十人ほど長禅寺ニ出陣

一奥平勢百五十人余り柳町ニ陣取

一逸見川内筋百姓騒き立候よし

一越後新潟より上陸の脱走兵出雲崎より信州路江押かけ門国丹波嶋川中嶋辺山道辺ニて戦争有之松代人

致残らバ甲地を引上中ハ勝敗ハまだ詳ならず

○同四月朔日出羽庄内よりの来状

同四月朔日出羽庄内より御頼ニ相成り候浪士天童
江おし寄候城下町家を焼払ひそれより山形江
向ひ城備之者肴ヶ淡し家上川端ニて大合戦ニ相成
り山形ハ市中のこらず戸〆切り三日まで引つゞき
打合不相止ハ宮仙臺より返し御加勢御援出しニ
相成る處く沢三位殿新庄へ山形人数と共ニ御出張
ニ相成り候跡ニて右戦争始末ハよく／＼山形のもの噂
しニ御座候

○四月十二日　朝廷より御布告の写

先般　御誓約之為　御宸翰を以て御布告被　仰出候
通り　朝政御一新の時ニ際(アタ)り趣く皆易變思召
をもつて　御国体御更張被為在度との御事候ニ付諸
藩も　御趣意を奉拝認逆ニ政令を失ひ変革致し　宸襟
を安し奉り候様根ニて其ニ不相成候海防万備の事ニ付従
令慶元以還受封之国法制令有之と雖ども當今の時勢
ニ相合さるの後ハ断然廃棄致し御一新の基本を相立
て　朝廷法度一致し全力を盡し候てこそ日新の　聖
業相就き候御事ニ有之候然るニ　朝廷将門の政権を

御執政之被極候より復古と申し候へ共只　朝廷の
御事のミを相心得候者も有之哉ニ相聞へ以之外之過
事ニ候　御名當　叡旨を奉体徳一新之基本を建るハ亦
一旧習因循を打破し賢才を挙け国政を革むるニ至り
然るニ諸藩多くハ往擬を主とせ夫々門閥を以て政
柄を為執候より随て旧習難改終ニ更ニ雍蔽之患有之哉
今般　朝廷ニおゐても摂籙門流を被廃候程之事ニ
有之候へハ諸藩ニおゐても世禄家格を以て政事を司
らせし方今の事務ニ相合せ候ひハ庸劣之徒ニ権
へざる者ハ並ニ廃黜し非常之抜擢を以て賢才を登庸

し国政一致ニ可致正候様　皇国一体復古之御趣意
貫徹致し候様　御沙汰候事
右之通被　仰出候上ハ諸藩速ニ実效相立候様可申若し
当用ニおゐて旧來因循ニ有之候向ハ不日より御取糺
し可有之依てハ近々諸国巡察使被差向政治之成績
可被　聞召候間此旨相心得可申候事

○

第十七章中ニ従御阪山藩城之事をのせて其右ハ全
く御聞の誤ニして本月七日同所より出府之ものニ
就て其確説をしるす

越後路より来りし脱走兵坂山を攻め城下焼たゝひ越
後新戸隊の兵士におゐて戦争におよび坂山勢敗走のと
ころ真田ら援兵を以て落城せしが右浪徒討手として尾
州勢三百人余出張去る六日信州坂田を通行せしよし

○
四月橋頭聞子規、西人踊躍東人悲、踊躍悲憤不免偏已、
見戎虜移伊川、六十六州因兄第、棣蕚願使金甌全、若不
見望帝之眼高千古、蜀王宮殿棄如土、寄語世間忠義人、
何不及時修牖戸、

失名氏

○贈青眼居士并和其韵
欽君為國起諸賢、無用吾曹便泰然、小院沈々春晝永、床
頭笑掩十三篇、

六橋外史

○徴士井上石見建言書一通
蝦夷国振起する事に付器械を製造して人力を省略する
の策急務とする存んは旨言上仕ルところ其策如何と文
ニて御下問を蒙り愚計を顧みず思ふく書記のまゝ謹
呈上仕
蒸気器械ハ機関製し難く先づ水車の一事を以て

舂るに中等の車なれども六十臼を舂(ツ)く故に一臼壱人の
労に代ふれば六十人にあたるの理なり我国民の大数大
凡四千万人とするとき是を一日二拾万石を食ふ（一人白米五合）
の割壱人にて五斗づゝ舂くなりとも一日四拾万人に及ぶ
試みに右の四拾万人に雇銭を与ふるとするときハ幾
多の失費なるや又ハ酒造等に用ゆる所の米数を加ふ
るときハ弥莫大なることなるへし国銭の費を計るには遠
く実に眼を着さゞれば天下之富強はなし能ざる事は必
然なりたとへハ井中に梯子(ハシゴ)を下し水を汲しむる家なら
らん誰か是を見て愚とし何故に井戸車を用ひざるや

と怪し問ざるてゝ銭得んや世人かゝる一家の小費ハ能
見易く顕然たる国土の代費をしらざるハ歎かはし
きことなり是ハ人皆一家の度支を見るごとく一国の人
民を愛憐し速く器械をもって成し得る限りを極め無益
に人力を費さゞる様遠大に思慮を廻さバ国家富強を
なさん事又何ぞ疑かはんや
右愚意の概略以て施産は然る処是を一家生業のため
に水車を営んとするも然ふりの有様にては地所等の
故障するものにせ賄賂を得させざれば許さゞる者も有之哉
に取りは右等のものハ天下の大益あるに出る事を

知ざるハ勿論ニ不得止もの以来右ニ限らず新書之節
ハ公私難重御取捨之上国家有益之事ハ速ニ御差許
しニ相成度右下之新を不知為め　官府の御許可く
十分御手を尽させ度　此上も早れ御事之奉希候
謹上敬白
四月
井上石見

内外新報

第二十號

定價八分

[stamp]

内外新報廿號

慶應四年閏四月

○同四月十日出木更津よりの來状

一去月中より當所に屯せし脱徒なる七日姉ケ崎村の近きある行徳と云村に出張せり官軍薩州勢外一隊と戰爭相成り辰下刻頃より軍敗し退去せし由且つ近隣連合の諸家應援の兵を出せし者ありしとぞ午後より合戰やみ殘兵悉く何地へか退きし然れども近傍の民家兵火にかかるもの頗る多きよし

一當地市中の騷ぎ一方ならず婦女子の泣叫ぶ聲おびたゞ

しく然れども船々の合よく大抵は船ともに江戸の方に
逃退きけれ
一八日当所より二三里隔たる海岸の山合ひにて砲烟おびたゞしく相見へ同夜所々に失火有(アリ)て暁天に至つて
鎮滅せり
○当五月二十日即我国の四月九日にあたる外国人よ
り横浜新聞紙局に届来たる書状を訳出す
余今般「フランス」波戸場を通りかゝりし時に雷管
を懸け放発せんばかりに用意せし小銃を携へたる日
本の歩兵凡そ十六人余り小船より上陸せるを見かけ
けり
戦闘に関係なき地を通行するに斯く奇怪なる挙動
をなす事は決して外国にては許さざる事なり
横浜の地は固(モト)より日本の国主に属すといへども弾(タマ)
塡(コメ)せる筒を携へたる兵隊を上陸せしめざる様日本
政府へ掛合なりしに然る処それことなり
なし兵卒隊伍の気質も更に相改らば一旦何事か出
来せば忽ち兵庫の騒擾を踏むに至るべし
昨日到着せし飛脚船にては別に新聞も無く唯「アビシ
ニヤ」の戦争は幸にして早く「ゼヲドル」は死し俘虜

はことごとく敗走せり
「アビシニヤ」戦争の本軍鋒にて横濱「ベーリー」新聞
に見へたり「ゼヲドル」は其國王の名殘虐の君なり
去る卯四月二十日即我四月八日の夜箱館の外國人
居留地殘らず焼失せり
○仙臺よりの來状
去月中旬の比會津追討として仙臺勢繰出し一万余
は白河領に至り夫より矢吹須賀川郡山本宮二本松
福島瀬上桑折より清領にまで引續居りしに下會津勢
猪苗代より山越にて出し瀬上陣營を襲撃いたし候由

勝敗未だ詳ならず
○首夏書感　　失名氏
漠々愁雲西復東、起居涙濺草堂中、昇平二百餘年業、
誰把神恩付太空、
○
信州高須領より去月廿八日出立して來りし者の話し
に此程新潟より脱走兵三千人計り款兵として又京の
勢に付尾張人數右兵面めとして本國路に向ひ候由
道中にて野州戦争の噂等を聞て危角□□郷散の汚
名にまかせるうちは戦ひは止むまじとの風説なり

○題しらす　山崎茂祥

大きみのみちはしく見へおさまる国はうみ辺の
はてしなき世や
のどかしとおもふ日もながき春ならぬやすしく
よも咲くり

○同月十一日東叡山よりの御達書

宮様御上京之儀つよく来る十九日　御発輿御治定
の處同日光東台其外御配下向ハ不及中麾下之士多輩
江戸市中近在近郷等哀訴歎願申出就中市民並近在
近郷之儀ハ身命を以て奉遮　御輿首又ハ　御発輿
ニ相成候ハヽ産業をも相廃候趣ニ申出同く東西ニ
奔走ハ候ハ不容易騒擾ニ付何分　御発途難ㇾ被ㇾ遊候間
御上京之儀も人心鎮静ハ迄御延引被　仰出候間不
洩様支配ハ通達可ㇾ有ㇾ之候事

右之付同月十六日東叡山ニ御備として備中山伏
百姓町人等罷出備等備山伏等正服ニ而殊ニ出立
流ニ有ㇾ之見物群集ハ無し候由

○七月廿六日熊谷宿より會津ニ之御書付並ニ
御達書

松平肥後守事追々暴動ニ及ひ候趣ニ付得と既ニ罷免

之後一等哉ニ宥候上ハ悔悟伏罪御仁恕を仰候ニ於
てハ寛典ニ可被處候間今一應遠慮致し相伺可仕旨　御沙
汰候事

惣督府参謀

御沙汰之趣謹而奉承知仕候依之徳川家へ相成候不見
屆内ニ附屬仕候間安堵仕候ニ法度之同　可然御沙汰奉
願候以上

隠居

松平肥後守

惣督府参謀宿中

○

頃日我社中ニ新聞を投與する者比々相屬す是を以て
未だ稿を脱せざるもの半篋ニ及べり校合出來次第印
刷いたし候得共前後時日の相違多分ニ可有之看官の
着意參照せむことを希望す

中津侯歎願書　仁和寺宮上書諸方の届書等逐次記
載すべし

相州小田原武州八王子邊ニ浪士屯集の報告あり

大君御辭職以來の事を知らんと欲せば追々發兌する
所の前記を見るべし　京師當時の職任ハ別集ニ詳なり

○

一社友新局を開き日々新聞と號し第一號より引續き出板す珍説定めて多かるべし